

**「検査促進枠」創設に伴う主な新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金制度要綱改正案**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 (略)

第 2 用語の定義

1、2 (略)

3 協力要請推進枠等交付金

次の各号に掲げる費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

一 協力要請推進枠交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金又は酒類販売事業者（酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。以下同じ。）に対する支援金の支払い等に要する費用

二 検査促進枠交付金

交付金のうち、新型コロナウイルス感染症に係る検査（別紙 1 に規定する PCR 検査等又は抗原定性検査に限る。以下「検査」という。）に対する支援等に要する費用

4 (略)

第 3 交付金の交付の対象

1 (略)

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一～三 (略)

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからホまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙 1 における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ～ハ (略)

ニ 都道府県が作成する検査を促進するための計画（別に定める実施要領を踏まえ、特措法担当大臣の協議を経たものに限る。以下「検

査促進計画」という。)に基づき、別紙1に規定するワクチン・検査パッケージ等定着促進事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

ホ 特措法第24条第9項、第31条の6第2項又第45条第1項に基づき都道府県対策本部長が行う検査の受検要請の内容を含む検査促進計画に基づき、別紙1に規定する一般検査事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

五 第一号から第三号まで及び前号イからハまでに掲げる事業は、令和2年4月1日以降に実施される事業であること。前号ニに掲げる事業は、令和3年11月26日以降令和4年3月31日までに実施される事業であること。前号ホに掲げる事業は、令和3年11月26日以降に実施される事業であること。

3 (略)

第4 (略)

第5 実施計画の作成及び提出等

1、2 (略)

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出
(略)

都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があったことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による検査促進枠交付金分に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第6～第11 (略)

別紙1

各地方公共団体の交付限度額は、国の補助事業等の地方負担分の算定額、地方単独事業分の算定額、事業者支援交付金分の算定額、協力要請推進枠交付金分の算定額、即時対応特定経費交付金分の算定額及び検査促進枠交付金分の算定額の合計額とする。

1～5 (略)

6 検査促進枠交付金分

[1] 用語の定義

① PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施にあたり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑤ 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施にあたり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

[2] 算定額

各都道府県の検査促進枠交付金分に係る交付限度額は、以下の（１）の算定額及び（２）の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第３の１の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金分に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金分に係る交付限度額とする。

（１）検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (A_i + B_i)$$

算式の符号

A_i ：受検者 i の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表１の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表１の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i ：実施事業者が検査を行うにあたり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円／人を上限とする。

n ：実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、健康上の理由等（新型コロナウイルスワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。）

により新型コロナワクチンを接種できない者のうち無症状者が、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組みのため、検査を受検した人数に限る。

イ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i) \times 0.8$$

算式の符号

C_i : 受検者 i に対して都道府県が補助等した費用（表 1 の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表 1 の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i : 実施事業者が検査を行うにあたり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000 円/人を上限とする。

m : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県の判断により行われる特措法第 24 条第 9 項等に基づくものに限る。）に応じて検査を受検した人数に限る。

(2) 検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。（五百円未満の端数があるときはそ

の端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合 $\times 0.5$ + 事業所数割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合 : 当該都道府県の人口 (国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在 (速報集計) における人口をいう。以下同じ) を全国の人口で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合 : 当該都道府県の事業所数 (経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査 (甲調査確報) における事業所数をいう。以下同じ) を全国の事業所数で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率

表1 各対象期間における検査区分に対応する単価

検査区分	単価
PCR 検査等	8,500 円 ^{※1}
抗原定性検査	3,000 円 ^{※2}

※1 : 実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2 : 令和3年12月30日までは、3,500円とする。

別紙2 (略)